

議員提出議案第 4 号

守口市議会政務活動費の交付に関する条例の臨時特例に関する条例案

守口市議会政務活動費の交付に関する条例の臨時特例に関する条例を、次のように制定する。

令和 2 年 5 月 2 0 日提出

守口市議会議員	服 部 浩 之
同	竹 嶋 修一郎
同	松 本 満 義
同	水 原 慶 明
同	福 西 寿 光

記

守口市議会政務活動費の交付に関する条例の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、守口市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年守口市条例第4号。以下「政務活動費条例」という。）の特例を定めるものとする。

(政務活動費の特例)

第2条 この条例の施行の日から令和3年3月31日までの間における会派に対する政務活動費については、政務活動費条例第3条第1項中「月額3万円」とあるのは、「月額2万円」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。